

平成28年1月12日

金融庁総務企画局市場課 御中

一般社団法人 信託協会

**「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」
等(案)、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)およ
び「潜在的損失等見積額の算出告示」等(案)」に関する意見**

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等（案）、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）および「潜在的損失等見積額の算出告示」等（案）」に関する意見

1. 「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等（案）および「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）」に関する意見

	該当箇所（条文）	意見等
1	<p>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV- 2- 4</p> <p>信託会社等に関する総合的な監督指針 1 1- 8- 2</p>	<p>店頭デリバティブ取引に係る内閣府令・監督指針改定（案）において、信託財産の取引については、取引の名義人である信託銀行（受託者）が証拠金規制の名宛人とされている。</p> <p>金融商品取引業者向け総合的な監督指針は、主に自己勘定取引のリスク管理（自己が損失を蒙るリスク）を前提とした態勢整備を念頭に置いた規定と考えられるところ、信託財産の取引は、信託銀行（受託者）が名義人であるが自己勘定取引ではなく、顧客資産の運用・財産管理として行われており、信託財産毎（契約の形態毎）に、取引の運用権限、運用リスク管理を行う当事者が異なっている。</p> <p>特に、特定運用の信託財産取引では、受益者に対し運用方法や取引先のリスク管理等の運用責任を有するのは投資運用業者等である。投資運用業者等が信託銀行に適時・適切な指図を行い、信託銀行は当該指図をもとに取引先と適切に証拠金を授受するという役割分担が行われることにより、証拠金規制の遵守が可能になる。</p> <p>したがって、証拠金規制の遵守のためには、監督指針において、信託銀行と投資運用業者に対する業法、信託契約等（投資一任契約等も含む）の役割に応じた内部管理態勢の整備にかかる規定がそれぞれ設けられるべきであり、投資運用業者の具体的な役割として、「取引先リスク管理にかかる信託銀行向けの正確かつ適時・適切な指図」が定められるべきである。</p> <p>具体的には、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針改定（案）IV- 2- 4（4）③では、当初証拠金及び変動証拠金の授受等に共通した取引先のリスク管理に係る態勢整備の内容として、2014年7月に公表された規制内容に加え、イ．証拠金に用いる資産の分散、ロ．証拠金に係る紛争時の対応（事前、事後及び記録）、ハ．一括清算約定法的有效性が確認されない外国金融機関等を相手とした適切なリスク管理等が追加されている。</p> <p>しかし、これらは、信託財産の運用リスク管理そのものといえる内容である。特定運用の信託取引では、信託銀行は信託財産の運用権限を有さず、単独の判断で証拠金授受を行うための契約、証拠金の預託・受入れ、証拠金に用いる資産の分散、紛争解決等を行うことができない。（なお、2014年7月に公表された規制内容（業府令案123条1項21号の5及び21号の6イ．証拠金の計算、ロ．証拠金の要求、ハ．証拠金の受入、契約の締結等）に関しても、特定運用の信託取引については、信託財産の運用権限を有する投資運用業者等が適時・適切な指図（取引相手との担保等の契約条件・種類、</p>

		<p>授受証拠金額) を行うことを前提として、信託銀行が規制の名宛人とされているものと理解していたところである。</p> <p>また、信託財産に係る当初証拠金規制（業府令案 123 条 1 項 21 号の 6）における、イ．潜在的損失見積額の計算（金融庁長官に届け出た方法等に基づく）、ニ．当初証拠金の利用と管理については、信託財産運用に係るリスク管理（取引先の信用リスク、選定、取引方針、資金繰り）そのものである。したがって、信託財産の運用権限を有する投資運用業者が担うべき役割といえる。仮に、信託銀行が潜在的損失見積額の計算に係る方法等の届け出義務を形式的に負うとしても、その内容については、投資運用業者が適時・適切な指図を行うことが前提であり、その点についても監督指針上明記されるべきと考える。</p>
2	<p>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV- 2- 4</p> <p>信託会社等に関する総合的な監督指針 1 1- 8- 2</p>	<p>信託兼営金融機関が受託している信託に対して、規制対象となる金融機関が非清算店頭デリバティブ取引を行い担保授受を行うケースにおいて、当該金融機関と投資運用業者とが証拠金金額照合等の事務を行っていることがある。</p> <p>規制の名宛人が信託銀行となっているために、必ず信託銀行を通して実施しなければならないといったようなことにはならず、上記のように実務を行ったとしても、当該金融機関としては問題がないと考えてよいか。</p>
3	<p>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV- 2- 4</p> <p>信託会社等に関する総合的な監督指針 1 1- 8- 2</p>	<p>当該規制対象者ではない投資運用業者が資産運用を行うような信託においては、受託者たる信託銀行では運用に関するリスク管理を詳細に行っていないため、監督指針案のうち以下の箇所では運用行為と不可分の性質があり、信託銀行では規制遵守が極めて困難である。受託者として投資運用業者に対して詳細な情報提供・判断等を求めることとなるが、その要請に応じない場合において信託銀行が直ちに義務違反となることはないと考えてよいか。</p> <p>例：当初証拠金を授受する際に必要となる計算やモデル管理を行うこと、証拠金に用いられる資産について流動性等を判断して適切な分散をすること、デリバティブ取引のリスク特性を勘案すること</p>
4	<p>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV- 2- 4</p> <p>信託会社等に関する総合的な監督指針 1 1- 8- 2</p>	<p>証拠金に係る紛争について「適切な対応の実施や記録・保存」が規定されているが、紛争に伴う管理にあたって、紛争金額の規模や未解決期間等を勘案してリスク管理部署に適時報告することで、適切な態勢構築になっていると考えてよいか。</p>

2. 「潜在的損失等見積額の算出告示」等（案）に関する意見

	該当箇所（条文）	意見等
1	金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の六イの規定に基づき、金融庁長官の定める潜在的損失等見積額を算出する方法を定める件 第一条 第六条 第二号	<p>潜在的損失等見積額（IM）の算出方法として、「定量的計算モデルを用いる方法（以下、定量的計算モデル）」及び「標準表を用いる方法（以下、標準法）」があり、定量的計算モデルにより算出できない取引については標準法にて算出するとされている。</p> <p>この点につき、定量的計算モデルで通常は算出できるがシステムトラブル等により計算が一時的にできない等の、IM計算に係わる緊急時の対応が必要になる場合も想定される。</p> <p>このため、定量的計算モデルの適用取引についても、代替的処置として定量的計算モデルの運営に関する方針に記載することにより、追加の届出なく一時的に標準法を適用することが許容されるかについて確認したい。</p>
2	金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の六イの規定に基づき、金融庁長官の定める潜在的損失等見積額を算出する方法を定める件 第八条 第二号	<p>届出書の添付書類の記載事項に重要な変更があるときには、遅滞なくその旨を届け出ることとなっているが、新しいリスクファクターの追加等により定量的計算モデルを更新した場合は、当該重要な変更該当するのかわ確認したい。</p>

以上